### 第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動

### (1) 設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成 14 (2002) 年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム (FSF: Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会 (FSB: Financial Stability Board) に再構成) 主催により、平成 16 (2004) 年 9 月に第 1 回監査人監督者会議がワシントン D. C. において非公式に開催され、我が国を含む 9 か国 (日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール) が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成 18 (2006) 年 9 月にパリで開催された第 5 回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators) の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会の主催により、平成 19 (2007) 年 3 月に 22 か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIAR は、平成 20(2008) 年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合(Plenary Meeting)で採択した憲章(Charter)において、活動目的として以下の①  $\sim$ ③を定め、その後、平成 25(2013) 年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で改訂した憲章において新たに④が追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査品質向上への貢献、 監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27 (2015) 年 1 月、事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28 (2016) 年 4 月の第 16 回口ンドン本会合において事務局の東京設置が決定され、平成 29 (2017) 年 4 月に事務局が開設された。

## (2)組織

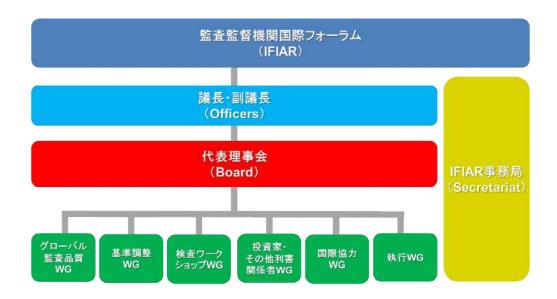
IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、令和2(2020)年3月末時点での加盟国数は55か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合において行われる。本会合は、平成31(2019)年4月のギリシャ本会合まで、19回の本会合が開催されている(P113資料4-4参照)。

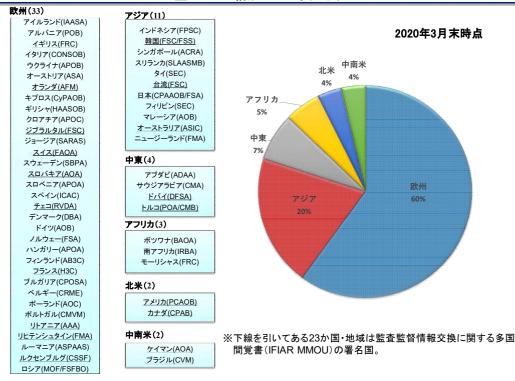
IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長が置かれている。令和 2(2020)年 3 月末現在、議長国はスイス、副議長国は米国となっている。

平成 29(2017)年 4 月には常設の事務局とともに、新たに日本を含む 15 名の理事から構成される代表理事会 (IFIAR Board) が設置され (後述)、第1回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIARには、令和 2 (2020) 年 3 月末現在、6 つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、(3) イにおいて詳しく述べる。



#### IFIAR加盟メンバー構成 55か国・地域



## (3)活動状況

### ア 本会合等における活動

## (ア) 第19回ギリシャ本会合

平成31(2019)年4月30日から同年5月2日までの日程で、第19回 IFIAR 本会合がギリシャにおいて開催された(P100資料4-1参照)。 英国やオランダ等の一部の国で、大きな会計不正事案があり、監査人や当局に対する信頼が揺らぎ、監査を巡る抜本的な見直しが議論されている国もある中、当該会合では、監査とは何か、何をどう監査すべきなのかという問題意識の下、監査の世界が変化する中での IFIAR の役割について議論が行われた。会合においては、監査品質の向上のためには監査人だけではなく、財務報告の作成者や利用者等も含めた財務報告を巡るエコシステム内の各ステークホルダーが役割を果たすことの重要性が認識された。さらに、6大監査ネットワーク(注)のCEOとは各ネットワークにおけるリスク認識や監査の将来的な在り方等について議論が行われた(P100資料4-1参照)。

(注) 6 大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton を指す。

# (イ) 代表理事会

平成 27(2015)年、IFIAR は国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(理事会)による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017)年 4 月に IFIAR は代表理事会を設置し、これに伴い、これまで議長及び副議長を補佐する機関であった諮問委員会(Advisory Council)は廃止された。代表理事会は、指名理事(Nominated member)8 当局及び選出理事(Elected member)最大 8 当局の最大 16 当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続(ポイント方式)に従い、平成 29(2017)年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任した(任期は 4 年間)。

代表理事会においては、IFIAR の戦略計画や、IFIAR の業務運営等に 関する議論を行っている。令和元(2019)年度においては、5 月 2 日及 び3日にギリシャ会合、10 月 24 日及び 25 日にパリ会合、令和 2(2020) 年1月21日及び22日にアブダビ会合が開催された。

また、ギリシャ会合後、英国やオランダ等において監査を巡る抜本的な改革案が検討されていることを受け、IFIAR 加盟国内における同様の議論の動向を把握するため、代表理事会下のサブグループとして、新たなタスクフォース(IRDAM: Internationally Relevant Developments in Audit Markets)が設立され、日本もこれに参加している。

## (ウ) 検査指摘事項報告書

IFIAR は、平成 24(2012)年から、メンバー当局の検査の傾向に係る情報を提供することを目的として、メンバー当局による 6 大監査ネットワークに対する検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している。本報告書では、品質管理態勢と個別監査業務の二つの分野において検査結果の集計を行い、指摘率を算出している。

なお、8 回目となった 2019 年調査には、49 当局が参加 (IFIAR メンバー国の総数は、令和 2 (2020) 年 3 月末現在、55 か国)。上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率は 33%であり、集計を開始した 2014 年調査の 47%から、全般的な減少が続いている。

#### イ 各ワーキング・グループにおける活動

# (ア) グローバル監査品質(GAQ) ワーキング・グループ

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理態勢」等のテーマについて、各ネットワークと継続

的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開 状況を当局間で共有している。

当ワーキング・グループにおいて、6 大監査ネットワークのメンバーファームの検査指摘率を、平成 27 (2015) 年の 39%をベースとし、令和元 (2019) 年までの 4 年間で 25%削減する取組を行ってきた(目標値:29%以下)。令和 2 (2020) 年 1 月に公表された、最終年となる令和元 (2019) 年のメンバー国の検査指摘率は 31%で、4 年間で 21%の削減となったが、25%削減目標は達成できなかった (P103 資料 4 - 2 参照)。当ワーキング・グループと 6 大監査ネットワークは、今後も検査指摘率の更なる削減に向けた取組を行うことで合意している。新たな取組には、全 IFIAR メンバー国の約半分の当局が参加し、令和元 (2019) 年の指摘率をベースに、令和 5 (2023) 年までの 4 年間で 25%の削減を目指すとしている。

また、当ワーキング・グループでは、監査人が現在直面しているリスクや、マクロ経済環境等将来的に監査に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成27(2015)年9月より、リスクに関する電話会議(リスクコール)を定期的に開催している。平成30(2018)年11月の第6回から、米国に替わり我が国が議長を務めており、令和元(2019)年11月の第7回リスクコールでは、監査法人及び監査顧客におけるデジタル化、暗号資産/ブロックチェーン、KAM(Key Audit Matter)等について議論を行った。

当ワーキング・グループ会合は、令和元(2019)年度においては、10月21日から23日までの日程でパリ会合が開催され、検査指摘率削減の取組や監査品質に係る補完的な指標開発の取組に加え、集中サービスセンターの活用、内部検査の実施状況等について議論が行われた。

## (イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会(IAASB)及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体 が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを 目的としている。

# (ウ)検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑚と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している(P114 資料 4 - 5 参照)。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

検査ワークショップは、平成 19(2007)年の第1回東京本会合におい

て、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑚を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたものである。以降、検査ワークショップ・ワーキング・グループの企画・調整により、毎年開催されている。

第 14 回検査ワークショップ会合は、令和 2 (2020) 年 2 月 4 日から 6 日の日程で、ワシントン D. C. において米国公開会社会計監視委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board) の主催により開催され、日本を含め 40 か国・地域から 117 人の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から検査官 1 人、室長補佐 1 人をパネリストとして派遣、それぞれ、「品質管理態勢の検査と国際品質マネジメント基準 1 (ISQM1) への対応」「監査委員会とのコミュニケーション」のセッションを担当した。

## (エ)投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、 監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。 また、ワーキング・グループ内に投資家・利害関係者から構成され る諮問グループ (Advisory Group) が設置されており、日本からは清 原健弁護士がメンバーとなっている。

# (オ) 国際協力ワーキング・グループ

監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU)への加盟審査等を行っている。

MMOU については、平成 29 (2017) 年 4 月の東京本会合において、審査会及び金融庁を含む 22 の国・地域の監査監督当局が MMOU に署名、令和元(2019) 年にノルウェー当局も署名したため、現在の署名国数は計23 となっている。

## (カ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査 監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組 について情報交換等を行うことを目的としている。

当ワーキング・グループは、IFIAR のメンバーである各国監査監督 当局を対象に、平成 26 (2014) 年以来 2 回目となる執行体制に関連する 調査を実施し (42 当局が参加)、その結果を取りまとめた「執行体制 に関するサーベイ報告書 (2018 年)」を平成 31 (2019) 年 1 月に公表し た。

### (4) 日本 IFIAR ネットワーク

IFIAR は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関であり、我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のためには、産官学を挙げた支援が必要であった。このような背景から、我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIAR との関係強化、事務局の活動支援及び我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献することを目的として、平成28(2016)年12月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIARネットワーク」が設立された(P115資料4-6参照)。

日本 IFIAR ネットワークは、事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、事務局に対する我が国の監査に関する議論の提供及び IFIAR 要人 や審査会又は金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR の取組の紹介を中心に活動している。

令和元(2019)年6月には第3回総会が開催され、同年4月のギリシャ本会合の議論がネットワーク会員に紹介されるとともに、会員からは監査品質の確保・向上に関する取組について報告があった。

# 2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIARへの参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の策定及び審査・検査活動に資するため、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠の確認を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

#### (注)日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- •米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) \*\*
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF:the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- 英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)
- 中国財政部 (MoF: Ministry of Finance)
  ※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

### 3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、 グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。また、各 国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の信頼性やイノベーションの進展 に伴う将来的な監査の意義に関する懸念に係る問題意識が各国の監査監督当 局間で共有されている。さらには、監査監督当局の組織変更を含めた抜本的 な改革が進められている国もある。

このような中、審査会としては、主に以下のような課題を認識している。 各国の監査監督当局との連携を一層強化することにより、国際機関や諸外国 での監査を巡る議論について的確に情報収集するとともに、監査事務所の活 動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリン グに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

# (1) 国際監査基準等の変更への対応

令和2(2020)年3月現在、IAASBにおいて、新しい国際品質管理基準である ISQM1・2の策定が進められている。現行の国際品質管理基準 (ISQC1) における「品質管理 (Quality Control)」から「品質マネジメント (Quality Management)」への基本原則の転換が図られている。

### (2) 監査に影響し得るリスクへの感度を高める

監査顧客におけるデジタル化の進展や AI を活用した監査の自動化、また、暗号資産監査の増加や気候変動等、今後監査への影響が顕在化し得るリスクに対する感度を高め、積極的に情報収集を行う。

## (3) 各国の監査監督当局の組織体制整備状況の把握

IFIAR における議論への参加や二国間の情報交換枠組みを活用して、外国当局の検査体制や先進的な取組に関する情報を収集し、審査会の検査体制等の整備に役立てる。

また、IFIAR 関連の活動に関しては、次のような取組を継続する必要がある。

- ・各種会議等 IFIAR の活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査品質の 向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- · IFIAR 東京事務局の円滑な運営に向け、支援を行う。
- ・日本 IFIAR ネットワークを通じ、IFIAR における議論を国内に還元する。
- ・IFIAR のアジア各国へのアウトリーチのサポートを行い、その一環として、 日本 IFIAR ネットワーク会員が主催する国際会議等に、IFIAR 事務局が参 加する機会を設けられるよう依頼する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保も重要 となっている。